

三大疾病保険

（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）〔生命保険〕）
 （本人はグループ保険にご加入の方が選択でき、ご加入いただけます。）

特定疾病の時の保障

意向確認【ご加入前のご確認】 三大疾病保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
 ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長



- 1.特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）**の治療費として保険金をお支払いします。
- 2.死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金**をお支払いします。
- 退職後も**70歳まで継続**できます！ 2025年6月1日から2026年5月末までにご退職予定の方は、今回は最後の加入申込みの機会となります。**2025年5月末までにご退職予定の方は、新規でお申込みできません。**
- 余命6か月以内と判断されるとき、**保険金の前払請求**ができます！（リビング・ニーズ特約）

※この制度には配当金および満期保険金はありません。※中途募集はありませんので加入の機会は年に1回のみです。

保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

- 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

100万円

300万円

- 死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

100万円

300万円

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

＜リビング・ニーズ特約＞余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

●被保険者が加入日（※）以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
特定疾病保険金	●悪性新生物（がん）	加入日（※）前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日（※）からその日を含めて90日を経過した後、加入日（※）前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日（※）以後に発生した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日（※）以後に発生した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金		死亡されたとき	――
高度障害保険金		加入日（※）以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	――

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款〔付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中〕に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日（※）以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日（※）前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。

なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。

※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

（※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

新半年払について

- ・2010年4月1日以降の新規ご加入または増額部分については「新半年払」が適用となり、脱退した場合には、脱退して最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を払戻します。
- ・2010年3月31日以前の新規ご加入または増額部分については「半年払」が適用となり、脱退した場合保険料の払戻しがありませんのでご注意願います。

保険料

＜保険期間1年、集団扱新半年払、保険金額100万円・300万円＞

※この制度の保険料は新半年払です。下表の（月払換算保険料）は、新半年払保険料を月払に置き換えた場合の保険料です。月払では加入できません。配偶者の加入は18歳からとなります。

加入年齢	100万円		300万円	
	男 性	女 性	男 性	女 性
	新半年払保険料 ※（月払換算保険料）	新半年払保険料 ※（月払換算保険料）	新半年払保険料 ※（月払換算保険料）	新半年払保険料 ※（月払換算保険料）
16歳～20歳（2004.12.2～2009.12.1）	880（約 147） ^円	730（約 122） ^円	2,640（約 440） ^円	2,190（約 365） ^円
21歳～25歳（1999.12.2～2004.12.1）	1,190（約 198）	880（約 147）	3,570（約 595）	2,640（約 440）
26歳～30歳（1994.12.2～1999.12.1）	1,220（約 203）	1,130（約 188）	3,660（約 610）	3,390（約 565）
31歳～35歳（1989.12.2～1994.12.1）	1,510（約 252）	1,620（約 270）	4,530（約 755）	4,860（約 810）
36歳～40歳（1984.12.2～1989.12.1）	2,050（約 342）	2,390（約 398）	6,150（約 1,025）	7,170（約 1,195）
41歳～45歳（1979.12.2～1984.12.1）	2,860（約 477）	3,500（約 583）	8,580（約 1,430）	10,500（約 1,750）
46歳～50歳（1974.12.2～1979.12.1）	4,780（約 797）	4,420（約 737）	14,340（約 2,390）	13,260（約 2,210）
51歳～55歳（1969.12.2～1974.12.1）	7,950（約 1,325）	5,790（約 965）	23,850（約 3,975）	17,370（約 2,895）
56歳～60歳（1964.12.2～1969.12.1）	12,470（約 2,078）	7,140（約 1,190）	37,410（約 6,235）	21,420（約 3,570）
61歳～65歳（1959.12.2～1964.12.1）	19,450（約 3,242）	10,140（約 1,690）	58,350（約 9,725）	30,420（約 5,070）
66歳～70歳（1954.12.2～1959.12.1）	28,800（約 4,800）	13,400（約 2,233）	86,400（約 14,400）	40,200（約 6,700）

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2025年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。
 ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
 ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

三大疾病保険のお取扱い

加入資格

本人はグループ保険に加入することが条件です。
 配偶者は、本人が三大疾病保険に加入していれば、三大疾病保険のみで加入できます。
 こどもは加入できません。2025年5月末までにご退職予定の方は、新規でお申込みできません。

本 人…グループ保険に加入している会員（消防職員）で申込書記載の告知内容に該当し、2025年6月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。継続は満70歳6か月までの方

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年6月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方。継続は満70歳6か月までの方（配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されています。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去3か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられています。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

<別表>

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※加入日（※）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日（※）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。

（※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※会員（消防職員）本人及びその配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

保険期間

1年間（2025年6月1日～2026年5月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

6月と12月に控除します。（初回は6月から）（具体的な引くり方法は、各消防本部グループ保険ご担当者さままでお問い合わせください。）

申込方法

自動更新の取扱い

この制度は、一般財団法人全国消防協会が生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人業務部特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第一グループ
 〒100-0005 住所 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル26階 TEL 03-3283-3355

MY-A-25-特疾-000470